



## 子供たちの夢が広がっています 好評の移動児童劇場

教育委員会では、劇団「大地」の協力を得て、6月18日の母恋地区を皮切りに、市内9カ所で幼児、児童を対象に移動児童劇場を開催しています。

人形劇、おはなし、劇などで、本物の劇を見る機会が少ないちびっ子たちは、生の迫力にじっと食い入り、団員のユーモアあふれる演技に大歓声。会場内は大にぎわいです。「大地」では、これを機会に明年からも継続して実施したいと早くも意欲十分。

### 主な内容

- |                    |   |
|--------------------|---|
| ●くらしに生かそう市民憲章      | 2 |
| ●ようこそ 姉妹都市から大交流団来蘭 | 3 |
| ●第32回むろらん港まつり      | 3 |
| ●年金もらえるか、もらえないか    | 4 |
| ●動く市政教室にどうぞ        | 5 |
| ●水の事故から命を守ろう       | 6 |



# くらしに生かそう市民憲章

## 八月一日は室蘭市 市民憲章制定記念日

室蘭市民憲章は、昭和四十七年八月一日に、開港百年・市制施行五十年を記念して、皆さんの手で作られた室蘭市民の生活目標とルールです。

私たちのまち室蘭を、環境のととのった住みよいまちにするためくらしの中に市民憲章を生かし、育てましょう。

多くの皆さんが、市民憲章を理解し、くらしの中に取り入れてもらうために、室蘭市民憲章推進協議会（高野次郎会長）を中心に、室蘭市と連携をとりながら推進活動を行ってきました。

市民憲章制定から六年目を迎えた今年度は、次の四項目を基本方針として、市民憲章の推進をはかります。

### 基本方針

- 一、市民一人ひとりに周知徹底をはかります。
- 二、市の行う各種行事をはじめ、各団体の行事には、市民憲章を積極的に取り入れます。
- 三、市民憲章の主旨にそう実践活動を重点的に推進します。
- 四、この実践にあたっては、市はもちろん、各民間団体、企業な

どで、積極的に取り入れ推進するよう関係団体に依頼します。

### 記念行事

今年も八月一日を中心に、児童生徒による書写展示会や、市施設の無料開放を行いますので多数参加下さい。

また、市民憲章旗、掛軸を、皆さんの会合などで使用してもらうために用意しておりますのでご利用下さい。

### 書写作品展

市内小中学校児童・生徒を対象に毛筆・硬筆による市民憲章書写作品を募集し、展示会を開きます  
▽展示日時 八月四日～六日（九時～十七時）  
▽展示場所 文化センター一階

### 施設の無料開放

八月一日に、次の施設を無料で開放します。  
。青少年科学館  
（プラネタリウムは有料）  
。体育館  
（主競技場は、夜間のみ開放）  
。中島公園水泳プール  
。水族館（遊具は、有料）

### 市民憲章旗と掛軸

。市民憲章旗（全文掲載）  
縦二〇〇cm 横二二〇cm  
掛軸（一式五本・各項別）  
縦二七〇cm 横四五cm  
ご希望の方は、中央地区サービスセンター市民係（☎〇二一一一内線三九二）へ。

### 室蘭市民憲章

わたしたちは、白鳥湾の美しい自然のなかで、たくましく発展している港湾と商工業のまち、室蘭の市民です。  
わたしたちは、このまちを愛し市民であることに、誇りと、責任をもち、さらに、豊かな未来をめざし、ここに、市民憲章を定めま

- 一、健康で働き、明るく楽しい家庭をつくりまします。
- 一、老人をうやまい、子どもの夢をはぐくみ、あたたかい心のかようまちをつくりまします。
- 一、自然を愛し、環境をととのえ緑豊かなまちをつくりまします。
- 一、のびゆく港と、産業を育て、未来を開く希望のまちをつくりまします。
- 一、きまりを守り、教養を深め、文化のかおりあふれるまちをつくりまします。

### 永年統計事務に専念

### 市長から感謝状を贈呈

市統計協議会設立十周年記念  
室蘭市統計協議会（岡原俊雄会長）では、七月一日設立十周年記念式典を挙行了しました。

これを記念して、市長から永年にわたり統計に対し深い理解と、幾多の困難を克服され、統計実務の向上と、進歩発展に功績のあった次の八人へ感謝状が贈られました。

- 。松崎 徳八氏（常盤町一〇 一三）
  - 。北野 岩吉氏（中島本町一 一八一三）
  - 。大堀 与一氏（本町一五 一八）
  - 。市場 正氏（石川町三二 四）
  - 。対馬 正仁氏（寿町一一二 二一一三）
  - 。木村 武雄氏（絵鞆町二一 一一二）
  - 。高橋 正雄氏（伊達市館山 下町一一）
  - 。加藤 博康氏（山手町二一 七一一一）
- なお、同会会長から会員のなかから四十二人に感謝状が贈られました。

# 姉妹都市清水市から大交流団来蘭 港まつり市民おどりに参加

七月二十八日から繰り広げられる「第三十二回むろらん港まつり」にあわせて、姉妹都市である清水市（静岡県）から、友情と親善を深めるために六百七十一人におよぶスポーツ、文化の大交流団が室蘭市を訪れます。

交流団は、七月二十八日に来蘭し、当日午後六時半から文化センターで行われる合唱団の交流を皮切りに、翌二十九日には各会場に分れて、ソフトボールやママさんバレー、民踊などの各種交流活動を行います。また、港まつり最終日の三十日に行われる市民総参加の市民おどりに参加することになっています。清水市からは、清水市から一年十二月二十四日に姉妹都市の契りを交し、これまでにも、ライオンズクラブや中学校などそれぞれの立場で交流を行っています。この場での都合により、退職されました。

交流団は、小中高校生三百五十八人と一般三百十三人の総勢六百七十一人を予定しています。スポーツ関係ではソフトボール、柔道、剣道、水泳、軟式野球、サッカー、バレーボールの七種目。文化関係では合唱団と民踊それにボイススクウト、ガールスカウトの青少年団体から編成されており、それぞれの分野で活発な交流が行われます。

## 室蘭市・清水市市民スポーツ・文化交流会日程

種別	会場	日	時
合唱団	文化センター	28日	18:30
ボイススクウト	中島・知利別小グラウンド	29日	9:00
ガールスカウト	市体育館武道場		10:00
ソフトボール	中島小体育館		9:00
柔剣	中島公園水泳プール		10:00
水野	中島公園野球場		9:00
サッカー	新日鉄中島第2グラウンド		10:00
ママさんバレー	市体育館競技場		9:00
アーチエリオン	カトリック女子高校グラウンド		10:00
レクリエーション	港まつり市民おどり参加	30日	17:30
	青少年の家		18:00

## 室蘭市助役 扇公治氏退職



室蘭市助役の扇 公治氏（五十六歳）がさる七月六日付で一

扇氏は、昭和十五年に室蘭市役所に勤められて以来、市民部長、総務部長を歴任、昭和四十八年一月助役に就任され、以来五年六カ月その職にあり市政発展のために数多くの業績を残されました。

## むろらん港まつり

第三十二回「むろらん港まつり」が始まります。



昨年の総参加市民おどり

▽三十日（日）  
・仮装・鼓笛吹奏楽パレード  
十三時三十分

- 二十八日の初の中島町における開祭式をスタートに三十日までの三日間、各地で行事がはなばなしく行われます。
- 〈主な行事〉
- ▽二十八日（金）
  - ・開祭式十六時
  - ・東室蘭駅西口前
  - ・ふるさと祭り
  - ・中島町新日鉄総合グラウンド
  - ・地区市民おどり
  - ・八景めぐり（二十九日）
  - ・通船発十時、十三時三十分
  - ・追進発十一時三十分、十五時
  - ・船舶・灯台訪問
  - ・歩行者天国 中央町 三十日まで
- ▽二十九日（土）
  - ・お化け屋敷（無料）三十日まで
  - ・武揚小学校グラウンド
  - ・地区市民おどり
  - ・納涼花火大会二十時 港内

- ▽日 時
- 七月二十七日～三十日
- 十時～十八時
- ▽会場 文化センター展示室
- くわしくは、文化センター（☎〇三二一五六）へ。
- ▽青少年科学館では、室蘭切手文  
化会員による各国の珍しい切手、  
郵便番号十周年にちなんだ郵便番  
号切手、昭和初期から現在までの  
使用済みの珍しい切手などを展  
示します。
- ほかに室蘭郵便局の臨時出張所  
を開設し、旧記念切手類の販売や  
クイズなどを行います。
- ▽日 時 七月二十九日、三十日
- ・展示 九時～十六時三十分
- ・発売 二十九日 十時～十六時  
三十日 九時～十六時
- ▽会場 青少年科学館
- くわしくは、青少年科学館（☎  
二一〇五八）へ。
- 第23回市民展
- 写真道展巡回展
- ▽日 時
- 七月二十七日～三十日
- 十時～十八時
- ▽会場 文化センター展示室
- くわしくは、文化センター（☎  
〇三二一五六）へ。
- 記念切手展
- 7月29日、30日
- 港まつり協賛
- ・小中学生写生展  
二十一日～二十五日  
青少年科学館



# わかれ道 年金もらえるか もらえないか

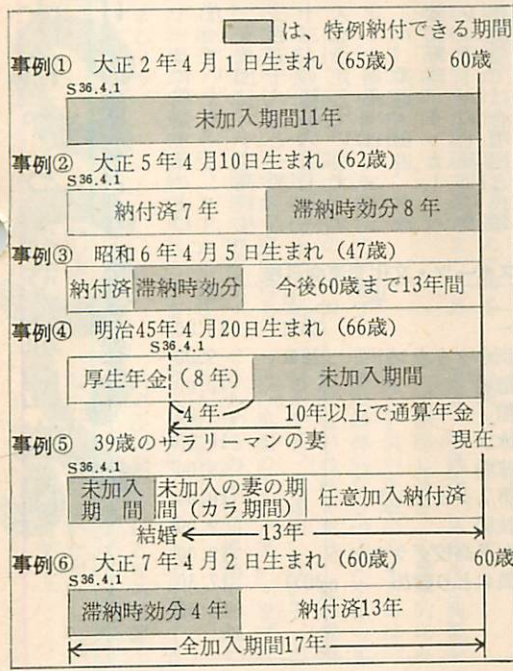
## 国民年金特例納付

七月一日号の市政だよりで、これまで国民年金に当然加入していなければならなかった人が加入していきなかつたり、これから加入しても期間不足のため、老後に年金のもらえない無年金者を救済する特例納付について説明しましたが、さらに特例納付のあらましを事例で紹介いたします。

事例の①から⑤までは、いまのままでは無年金者ですが、特例納付により年金をもらえるケース、⑥は、年金の受給資格はあるが、特例納付により、さらに年金額を増額できるケースです。

〔事例①〕大正二年四月一日生まれ(六十五歳)の商店経営者で、国民年金には全く加入していない人

この人は、特例納付すれば、すぐ年金をもらえるケースです。昭和五年四月一日までに生まれた人は、受給資格年数が短縮されていますので、この人の場合最短期間



十年でいいわけですが、さらに大正五年四月一日までに生まれた人は、生年月日によって納付期間が四年一カ月から七年一カ月で特例老齢年金がもらえます。この人の場合、五年一カ月分(二十四万四千元)で特例老齢年金(年額九万二千五百円)をもらえます。

なお、余裕のある人は十年分(四十八万円)を特例納付すれば、優遇加算つき老齢年金(年額二十七万一千二百円)、また全加入期間の十一年分(五十二万八千円)を特例納付すれば、年額二十九万八千三百円の年金をもらえます。特に注意を要するのは、さきの特例老齢年金の受給資格分(五年一カ月)だけ納めた場合は、その後優遇加算分を納めようとしても認められませんので、この場合は、分割ではなく一括して特例納付することが必要ですよ。

〔事例②〕大正五年四月十日生まれ(六十二歳)の自営業の人で、国民年金がはじまった昭和三十六年四月から七年间加入納付しましたが、その後八年间滞納のまま現在に至っています。

この生年月日の人は、十一年加入納付で、最短の受給資格がつかますので、あと不足分の四年分(十九万二千円)を特例納付すれば、六十五歳から優遇加算つき老齢年金(年額二十五万一千六百円)をもらうことができます。なお、全加入期間の八年分(三十八万四千元)を特例納付すると、年額三十四万三千三百円の優遇加算つき老齢年金をもらえます。

〔事例③〕昭和六年四月五日生まれ(四十七歳)で、国民年金の強制加入者ですが、当初納めていた

このままでは、厚生年金に加入していた期間さえ年金をもらえないことになりませんが、退職した昭和四十年から六十歳までは、国民年金に加入しなければならぬ強制加入期間でしたので、このうち六年分(二十八万八千円)以上を特例納付すると昭和三十六年四月以降の厚生年金期間四年と合せ十年以上になりますので、通算老齢年金の受給資格がつかます。

〔事例⑤〕現在三十九歳になるサラリーマンの妻で、結婚して十三年になります。現在、国民年金に任意加入していますが、結婚前は実家の店の手伝いをしていました。この人は、昭和三十六年四月か

保険料を途中から長期間滞納しており、今後六十歳まで納付しても受給資格の二十五年にならない。

この人は、途中の時効分(滞納になっている分、納期を過ぎてから二年以上たっている分)を特例納付すれば、将来、老齢年金をもらえます。また時効になっていない最近の二年分は、普通の保険料で納付できます。もちろん今後六十歳までの期間、滞納すると年金をもらえなくなる場合もあります。

〔事例④〕明治四十五年四月二十日生まれ(六十六歳)です。国民年金がはじまった昭和三十六年四月当時、厚生年金に加入していましたが、その後四年で退職してからは、どの年金にも加入せず現在に至っています。厚生年金の全加入期間は八年です。

このままでは、厚生年金に加入してはいた期間さえ年金をもらえないことになりませんが、退職した昭和四十年から六十歳までは、国民年金に加入しなければならぬ強制加入期間でしたので、このうち六年分(二十八万八千円)以上を特例納付すると昭和三十六年四月以降の厚生年金期間四年と合せ十年以上になりますので、通算老齢年金の受給資格がつかます。

〔事例⑥〕大正七年四月二日生まれ(六十歳)で、ちょうど十三年間保険料を納め、最短の受給資格がつかまりました。もちろん強制加入者です。

事例①でも述べましたが、最短の受給資格がついた人でも余裕があれば、全加入期間分の保険料を特例納付すると年金額が増えます。この人の場合、全加入期間は十七年ですから、あと四年分(十九万二千円)を特例納付すると、六十五歳から優遇加算つき老齢年金年額三十六万五千五百円をもらえることになります。

※明治四十四年四月二日以降に生まれた人で、国民年金の強制加入期間のうち、保険料を滞納した期間は、すべて昭和五十三年七月一日から五十五年六月三十日までの二年間に一括または分割で納付することによって、これからの長い老後に備え無年金者とならないようになっていますので、ご自分の年金を今一度確かめられ、疑問があれば、すぐ市役所国民年金係(☎21-1-1内線四五七)へ問合せ下さい。

六十歳前の人は、これからの保険料もお忘れなく納めましょう。

# 動く市政教室開催

8月1日～12日



昨年の動く市政教室

## 見学施設

青少年科学館、廃棄物圧縮処理場、東町歩行者専用道路、市体育館、望洋台公園、チマイベツ浄水場

## 申込方法

ご希望の日を電話または口頭で広報広聴課(☎21-11-41)へ申込み下さい。

## 申込受付

七月十五日から参加希望日の前日まで(定員になり次第しめきりますので早目に申込み下さい)

## その他

市の各施設にバスでご案内し、見学してもらうことにより、市政の現状とこれからの計画を「目と耳」で確めていただき、市政に対する理解と協力を深めてもらうため、次により「動く市政教室」を実施いたしますので、この機会に多数ご参加下さい。

## 日程

八月一日～十二日(日、月曜日は除く)

## 時間

十時青少年科学館見学、十時四十分科学館前発、十五時市役所前帰着予定(途中下車できます)

## 募集人員

一日六十人(定員になり次第しめきります)

無料

## 特設人権相談所開設

7月27日

人権擁護委員と札幌法務局室蘭支局担当官が、人権問題、そのほか日常生活でお困りの人の相談に応じます。

秘密は固く守られます。

▽日時 七月二十七日(木) 十時～十五時

▽会場 文化センター

## 私立幼稚園児に

## 保育料を補助します

市では、私立幼稚園に在園している幼児に対し、保育料などの父母負担軽減をはかるため、次に該当する家庭に補助を行っています

▽一年間に補助する額 別表のとおり。

▽補助の対象となる人 室蘭市に在住する三歳から五歳の私立幼稚園児をもつ、別表の基準を満たす保護者。

▽家庭の中で、二人以上に収入があり、市民税が課税されている場合は、その課税額を合計します。

今年、所得申告をしていない人は、別表の①～④は該当しません。

▽支給予定日 別表①～④は、申請時の幼稚園で十二月中に、⑤は、在園(十一月三十日現在)する幼稚園で十二月から一月中旬に補助金が支給されます。

▽申請の手続き 幼稚園から渡された用紙に必要な事項を記入の上、教育委員会学校教育課(栄町二一―一九)へ、至急提出して下さい。

くわしくは、学校教育課(☎21-9405)へ。

▽一年間に補助する額

基準	対象児	補助額	申請の有無
① 市民税が非課税となる家庭	4,5歳児	年額70,000円	有
② 市民税が均等割のみ課税となる家庭	4,5歳児	年額55,000円	有
③ 市民税の所得割が5,000円以下となる家庭	4,5歳児	年額30,000円	有
④ 市民税の所得割が5,001円～53,000円までの家庭	4,5歳児	年額25,000円	有
⑤ 上記のいずれの項目にも該当しない家庭	3～5歳児	年額4,000円	無

## 陶芸・華道・袋物

## 婦人講座生募集

勤労婦人センター

勤労婦人センターでは、次の受講生を募集しています。

## 〈陶芸講座〉

▽開催日 八月十日、十七日、二十三日、三回

▽時間 十時から十二時

▽材料費 一回、五百円程度

▽定員 二十人

## 〈華道(古流松藤会)〉

▽開催日 八月二十四日から毎週木曜日 八回

▽時間 十三時から十五時

▽材料費 一回、六百五十円

▽定員 三十人

## 〈移動講座・袋物〉

▽場所 本輪西地区サービスセンター

▽開催日 八月二十一日から毎週月曜日 八回(九月二十五日を除く)

▽材料費 八回 三千円程度

▽定員 三十人

## ▽申込方法

ハガキに講座名、住所、氏名、記入の上、七月三十日まで必着するよう申込み下さい。応募者多数の場合は抽せん決めて、受講出来る人に通知します。

・あてさき

☎〇五一栄町二一―一二〇

勤労婦人センター

勤労婦人センター

勤労婦人センター

勤労婦人センター

勤労婦人センター

勤労婦人センター

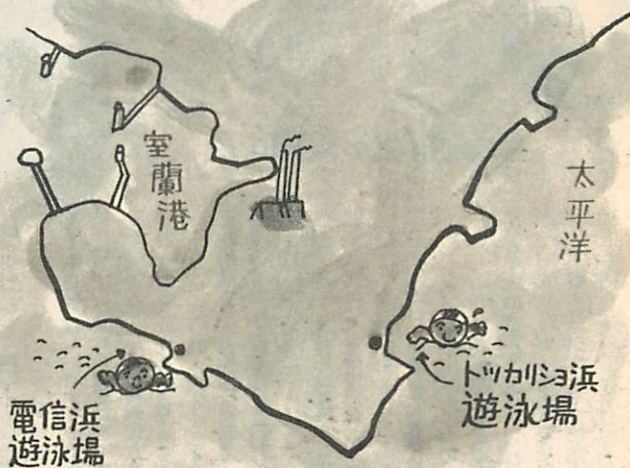
勤労婦人センター

勤労婦人センター

勤労婦人センター

# 水の事故から命を守ろう

## 周辺の海は危険がいっぱい



遊泳できるのは2カ所だけ

夏を迎え、涼しさを求めて海や浜に出かける人が多くなっています。本市は周辺が海にかこまれてはいますが、泳げるのは、電信浜、トッカリシヨ浜の両遊泳場だけです。これ以外の場所は危険ですから絶対に泳がないよう、泳がせないようにして下さい。

**大人は子供の遊びを見守ろう**

幼児、児童、生徒だけで、水遊びや水泳に行かせないようし、必ず大人がついて行き、かたきも子供から目を離さず、細心の注意をはらいましょう。

また危険な水辺で遊んでいる子

夏を迎え、涼しさを求めて海や浜に出かける人が多くなっています。本市は周辺が海にかこまれてはいますが、泳げるのは、電信浜、トッカリシヨ浜の両遊泳場だけです。これ以外の場所は危険ですから絶対に泳がないよう、泳がせないようにして下さい。

子供を見かけたときは、進んで声をかけ、安全な場所で遊ぶようにさせて下さい。

シーズン中はパトロールをしています

市は、陸上、海上からのパトロールを強化して、事故防止のための指導をしています。家庭はもちろんのこと、各地域の町内会、自治会、こども会、PTAの皆さんの協力で水難事故を未然に防ぎましょう。

**魚具・資源・公共物を大切にしよう**

水泳禁止区域での事故、不注意による痛ましい事故など、これか

ら多くなりますが、海浜ではさらに他人に迷惑をかけるような行方も目立つようになりそうです。特に魚貝、漁網のいたずらや、公共物の破損、うに、えらこ、貝などの乱獲はしないよう十分に注意して下さい。

### 子供の火遊び防止

#### 小さないたずらが大きな災害に

子供の火遊びによる火災がふえています。子供の火遊びによる火原因は、全国総件数の一割と多く、「タバコの火の不始末」と「たき火」に次いで三位を占めています。また、室蘭でも昨年、七件(総件数五十一件)の子供の火遊びによる火災が発生しています。火遊びに使われるのは、マッチが最も多く、次いでライター、花火の順となっています。

火は、子供を、スリルと興奮をもって誘惑します。心理学的にみると、子供が火遊びをするのは、日頃の精神的なうっぶんをはらすためだといわれており、親の愛情に飢えた子、友達のいない子、引っ込み思案の子に「笑い」をプレゼントするのも火災を防ぐわれわれ大人の使命です。

一、マッチやライターなどは、子供の手の届かないところに置く

二、アイロン、ヘアードライヤーなどは、子供がいたずらしないような場所に保管する。

三、子供が火に興味を示したら火

の正しい取扱い方と恐しさをよく教える。

四、子供だけでたき火をさせない

五、幼児だけを置いて外出しない

六、花火遊びをするときは水バケツを用意して、必ず大人がつきそう。

七、よその子供でも、火遊びしている現場を見たら、ひとこと注意してやめさせる。

### あなたの住んでいる宅地は安全ですか

台風などの本格的な雨期のシーズンを迎えました。

がけ崩れによる土砂流出は、急に強い雨が降ったり、長雨の後に突発的に起り、一瞬にして人命を奪ったり、家などに被害を与えたりします。

油断は禁物ですので「人命」、「財産」は、自からの責任で自分の宅地が安全かどうかもう一度確かめてみましょう。

宅地についての相談は、建築指



導課宅地係 (☎2111-1内線五六一) へ。

### 消費生活モニター募集

市では、新富町・母恋北町地区の消費生活モニターを募集します

**▽仕事**

消費者の意見、苦情などを市に報告し、価格調査などを行います。

#### ▽資格

新富町、母恋北町に居住する二十歳以上の主婦。

#### ▽任期

五十三年八月一日から五十四年三月三十一日まで

#### ▽問合せ、申込み先

消費生活課調査係 (☎2111-1内線四〇五) へ。

### 食中毒に

#### 気をつけましょう

食中毒の予防は、「清潔・迅速加熱または冷却」の三原則を忘れず。

。調理前、食事前、用後はよく手を洗きましょう。

。台所は、整理整頓し、常に清潔にしておきましょう。

。生鮮食品は、できるだけ早く調理し、調理したものは、早く食べましょう。

室蘭市安全都市推進委員会衛生安全部会から

## 夏休み小中高児童生徒校外生活のきまり

区 分	小学生のきまり (小学校教護会)	中学生のきまり (中学校教護会)	高校生のきまり (高校教護会)
学 習 時 間	各学校、地区できめた時間	各学校、地区できめた方法による。	
外 出 時 間	午後5時30分まで 父母同伴の場合(祭典など)は、 午後9時を目途とする。	平日午後6時まで 祭典など午後9時まで 父母同伴は午後10時まで	高校生としてのマナーに留意すること。 服装は各校の指導による。 身分証明書携帯すること。
映 画 特 別 興 行	父母かそれに準ずる成人の同伴 に限る。 地域により、高学年グループの 観覧は認める。 (ただし、学校で許可した映画 に限る)	父母の許可印を生徒手紙にもらい午 後6時まで帰宅する。 6時以降は父母同伴に限る。 特別な場合は学校の指示にしたがう 他都市での興行は父母同伴とする。	成人向指定映画以外は自由。 夜間は深夜興行観覧禁止。 特別興行については学校で指示。
遊 ぎ 場	パチンコ、スマートボール、コイ ンゲーム店などの遊び場の出入り は全面禁止。  ボウリングは、父母同伴に限る。	つり堀、パチンコ、スマートボール ビリヤード、コインゲーム店など全 面禁止。  ボウリングは、父母同伴で、午後8 時までとする。	パチンコ、スマートボール、ビリヤ ード、ディスコ、ダンスホール、マ ージャン荘などは禁止。 ボウリングについては(基本事項) 1、外出時間により帰宅すること 2、下校後一旦帰宅すること 3、賭け事の対象としないこと 4、乱費をしないこと
キ ャ ンプ	父母か、それに準ずる成人の同 伴以外は全面禁止。	生徒同志、クラブ、学級などは禁止 地域団体の実施は責任者がつき学校 に届出。 (父母承認書を要する)	引卒者をさだめ父母の承認を受け、 学校に届け許可をとる。 引卒者については各校の定めによる
サイクリング (自転車遊び)	国道やバス通りなどの危険指定区域 (学校地域で指定)は、全面禁止。 遠出の場合は、父母かそれに準ずる 成人の同伴とする。	遠出の場合、父母同伴。父母に準ず る成人の引率の場合、父母の印を生 徒手帳にもらう。	父母の承認を受け学校に届け、許可 をとる。
魚 つ り	海、川の危険区域に近づかない。 つりは、父母同伴に限る。	父母同伴を原則とする。 単独つり、舟つり、夜つり、埠頭は 禁止。	荷役作業中のふ頭は禁止。
ボ ー ト 遊 び ス ケ ー ト ボ ー ド	父母の同伴に限る。 スケートボードは路上禁止。	海水浴シーズン中海水浴場内許可。 スケートボードは路上禁止。	
水 泳、花 火	遊泳許可場(電信浜、トッカリシヨ 浜)は父母同伴。 スポーツパレス、中島プールは父母 同伴とするが、4年以上はグループ でもよい。(但し中島プールは身長 130cm以下の子どもは禁止) 花火類は父母監督のもとで行う。危 険と思われるものは全面禁止する。	海水浴場(有珠)、プール、遊泳場 (電信浜・トッカリシヨ)に限る。 父母の監督のもと線香花火程度。 パクテク、クラッカー、人工衛星な どは禁止。	海水浴場、遊泳場に限る。  (市外も同様)
ア ル バ イ ト	12歳未満は禁止。 12歳以上は、親と学校長の許可を受 けたもの。	保護者と学校の許可が必要。	保護者と学校の許可〔時間(終了時 間はおそくとも午後8時)職種を検 討、名簿は補導センターと労基署に それぞれ提出〕が必要。
飲 食 店	父母か、それに準ずる成人の同伴に 限る。	父母同伴にかぎる。喫茶店、コイ ンスナックの出入りは禁止。	各校の指示による(当該校指定許可 店)
外 泊、旅 行	父母か、それに準ずる成人の同伴に 限る。	父母同伴とし友人間は禁止。	無断外泊禁止。旅行の場合学校連絡
そ の 他	遊び場所、危険区域の指定は地域の 実情により定められる。 子どもに、多額の金銭を所持させな い。 帰宅時刻の統一基準 午後5時30分 ※30分程度のオーバーは認める。	・危険物、危険玩具所持禁止 水中呼吸器、金属製日本刀、水中 銃、短刀、その他 ・盆おどり 子供対象の盆おどり、フォーク・ ダンスは午後8時まで。 大人対象のものは参加禁止。	1、オートバイについての申し合わ せ事項 ①高校生は統一したステッカー (自校名記入)をバイクにはる ②ヘルメット着用義務づけ ③2人乗りの禁止 ④バイクの排気量の制限(各校指 示) ⑤バイクの貸借をしないこと 2、免許取得のため、自動車学校入 校希望者はあらかじめ学校に届 け許可を得ること。

"愛の手で築く非行のない社会"

7月は「社会を明るくする運動」月間です



# あなたの健康管理に アドバイス

テレフォン・サービス  
**23局5151番**

市では、皆さんの健康管理に役立てていただくため、毎日テレフォンサービスをしています。  
「保健衛生一ロメモ」で、あなたの健康管理のお手伝いをしますので、ぜひ、ダイヤルして下さい  
〈内容と時間〉  
。月、火曜日  
乳幼児の健康メモ  
。水、木、金曜日  
大人の健康メモ  
。土、日曜日  
栄養、その他全般のメモ  
平日 十四時～翌朝九時  
土、日、祭日 一昼夜  
「保健衛生一ロメモ」の八月のテーマ(予定)をお知らせします  
▽一日(火)  
離乳食を考える

**45局4329番**  
夜間診療の問合せは  
医師会テレフォンサービス

- ▽二日(水)、三日(木)、四日(金)  
子供のCRP検査とは
- ▽五日(土)、六日(日)  
健康は自衛するもの
- ▽七日(月)、八日(火)  
赤ちゃんのひきつけ
- ▽九日(水)、十日(木)、十一日(金)  
産後心がけたいこと
- ▽十二日(土)、十三日(日)  
ご飯と納豆
- ▽十四日(月)、十五日(火)  
赤ちゃんのよだれ
- 〃だから〃は健康の証拠
- ▽十六日(水)、十七日(木)、十八日(金)  
子宮筋腫とは? 治療法は?
- ▽十九日(土)、二十日(日)  
赤ちゃんのかぜと入浴
- ▽二十一日(月)、二十二日(火)  
夜泣き
- ▽二十三日(水)、二十四日(木)  
二十五日(金)  
〃プロ抗原陽性〃といわれたら
- ▽二十六日(土)、二十七日(日)  
消えない高たんぱく神話
- ▽二十八日(月)、二十九日(火)  
妊娠中から丈夫な歯づくり
- ▽三十日(水)、三十一日(木)  
深く静かに運動不足病

〈乳幼児相談〉 無料

- 8月8日 衛生課輪西分室
- 10日 市役所保健室
- 21日 衛生課本輪西分室
- 28日 中島地区
- 以上時間 10:00～11:00  
13:00～15:00

〈6カ月児検診〉 無料

- 8月22日 労働会館
- 23日 本輪西地区
- 24日 中島地区
- 25日 衛生課輪西分室
- 以上時間 12:30～13:30
- 対象 昭和53年1月生まれの赤ちゃん。

※対象者には個人通知をいたしますが、万一通知書が届かない場合でも受診できますので直接会場へおいで下さい。

〈離乳食講習会〉 無料

- 8月7日 衛生課輪西分室
- 時間 13:00～15:00
- 定員 30人
- 対象 昭和53年4月、5月生まれの赤ちゃんをおもちのお母さん。

※市衛生課保健係へ電話又は口頭で申込み下さい。

〈一般健康相談〉 無料

- 8月14日 衛生課輪西分室
- 時間 10:30～11:30  
13:00～15:00

※日常生活における健康上の問題、乳幼児に関する養育上の問題、家族計画その他について気軽にご相談下さい。

〈定時予防接種〉

。市の一般会場での予防接種は、8月中は実施していません。

〈成人病検診〉 無料

- 対象 市内に居住する30歳から64歳までの方。
- 検診内容  
(1)身長・体重測定  
(2)血圧測定・検尿  
(3)保健指導
- 実施日時及び場所(8月分)

- 8月14日 母恋地区
- 15日 衛生課輪西分室
- 16日 東町地区
- 17日 衛生課本輪西分室
- 18日 高砂地区
- 29日 中島地区
- 30日 白鳥台地区
- 31日 衛生課輪西分室

受付時間 10:00～11:30  
13:00～15:30

〈結核検診〉 無料

- 。レントゲン撮影
- 8月1日～5日
- 医師会館
- 7、24、28、29日
- 中島地区
- 8、9、15、25、31日
- 衛生課輪西分室
- 10日 市役所保健室
- 11、30日
- 白鳥台地区
- 14日 母恋地区
- 16日 東町地区
- 17、21、23日
- 衛生課本輪西分室
- 18日 高砂地区
- 以上時間 10:00～11:30  
13:00～15:30

〈母親学級〉 無料

- 8月9、16、23、30日
- 会場 室蘭市医師会館
- 時間 13:00～15:30

※市衛生課保健係へ電話又は口頭で申込み下さい。

〈3歳児健診〉 保健所主催

- 8月7日 中島地区
- 対象 昭和50年5～7月生まれで中島本町から水元



町に居住する幼児。

- 8月9日 輪西市民会館
- 対象 昭和50年6月生まれで大沢町から日の出町、高平町から白鳥台に居住する幼児。

受付時間

- 中島地区においでの方は、9:30～11:00  
13:00～14:00
- 輪西市民会館においでの方は、12:30～14:00

〈先天性股関節脱臼検診〉

保健所主催

- 8月11日 室蘭保健所
- 時間 10:00～11:30  
13:00～15:00
- 対象 生後3カ月から6カ月の乳児。定員50名 料金 670円

申込方法

室蘭保健所普及課(幸町9-11 TEL22-9131)へ申込み下さい。

今月は  
固定資産税・都市計画税第2期の納期です